

福島県建築士会いわき支部
会員 各位

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

地区計画の区域内における建築等の届出に関する事務取扱の変更
について (通知)

日頃より本市の都市計画行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、市内 30 地区において地区計画を都市計画決定し、地区が目指すべき将来像の実現に向けて、地域の皆様でルールを守りながらまちづくりを進めております。

地区計画の区域内における建築等にあたっては、都市計画法第 58 条の 2 の規定により、行為の種類や場所などについて、事前にいわき市長へ届け出る必要がありますが、今般、届出書の取扱いについて、次のとおり変更いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は福島県建築士事務所協会いわき支部正会員、福島県宅地建物取引業協会いわき支部会員、全日本不動産協会福島県本部いわき支部、過去 3 年間に地区計画の届出書を提出した企業等へも送付していることを申し添えます。

1 事務取扱の変更内容

地区整備計画の建築物等の制限に関する事項のうち、「かき又はさくの構造に関する制限」では、これまでかき又はさくの設置が「未定」であっても届出書を受理し、内容を審査してまいりましたが、「未定」の場合は届出者（建築主）の自筆による確約書の提出が必要となります。

ついては、かき又はさくの設置が未定の場合は、届出書及び設計図書に確約書を添えて、行為着手の 30 日前までにいわき市長（窓口：都市建設部都市計画課計画係）へ届け出るようお願いいたします。

2 上記の事務取扱の適用日

令和 6 年 6 月 1 日から

3 対象となる地区計画

別紙参照

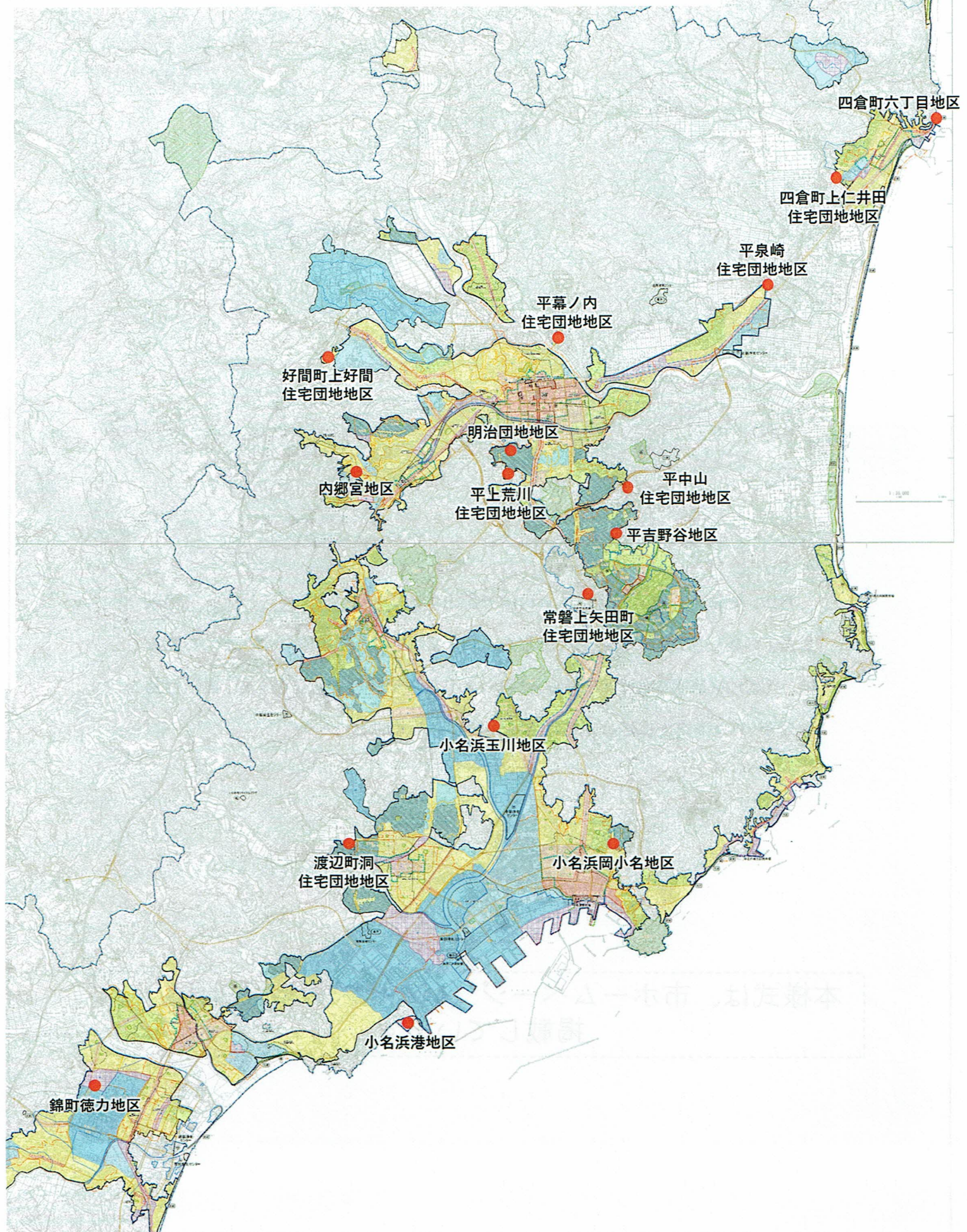
【問い合わせ先】

都市建設部都市計画課計画係

電 話：0246-22-7511

E-mail：toshikeikaku@city.iwaki.lg.jp

地区整備計画において 「かき又はさくの構造に関する制限」のある地区計画



確 約 書

令和 年 月 日

いわき市長 様

届出者 住所

氏名
(自筆)

私は、令和____年____月____日付けで提出する『____地区
計画』の届出書において、未定とした「かき又はさく」を設置しようとする際に
は、当該地区計画の地区整備計画に適合する内容で計画するとともに、当該行為
の着手 30 日前までに届け出ることを確約いたします。

本様式は、市ホームページ（いわき市の地区計画）に
掲載しています